

総合取引約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>(口座の申込み)</p> <p>第3条</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) お客様の年齢が<u>満15歳未満</u>である場合</p> <p>(3) お客様が外国 PEPs に該当する場合 (Politically Exposed Persons の略であり、外国の元首及び外国の政府・中央銀行等の機関において重要な公的地位にある者及びその家族を指します。)</p> <p>(4) お客様が米国納税義務者である場合</p> <p>5～6 (略)</p>	<p>(口座の申込み)</p> <p>第3条</p> <p>1～3 (現行どおり)</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) お客様の年齢が<u>口座申込以後の最初の4月1日時点で、満13歳未満</u>である場合</p> <p>(3) <u>お客様の年齢が満80歳以上</u>である場合</p> <p>(4) お客様が外国 PEPs に該当する場合 (Politically Exposed Persons の略であり、外国の元首及び外国の政府・中央銀行等の機関において重要な公的地位にある者及びその家族を指します。)</p> <p>(5) お客様が米国納税義務者である場合</p> <p>5～6 (現行どおり)</p>
<p>附則</p> <p>この約款は、<u>2023年5月1日</u>より施行されます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">大和コネク ト証券株式会社</p>	<p>附則</p> <p>この約款は、<u>2024年7月22日</u>より施行されます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">大和コネク ト証券株式会社</p>

以上